

山形広域環境事務組合の休日を定める条例

〔平成 3 年 7 月
共衛条例第 4 号〕

改 正 平成 4 年 3 月共衛条例第 6 号 平成 7 年 2 月山広環条例第 4 号

(組合の休日)

第 1 条 次の各号に掲げる日は、山形広域環境事務組合（以下「組合」という。）の休日とし、組合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、組合の休日に組合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(平 4 条例 6、平 7 条例 4・一部改正)

(期限の特例)

第 2 条 組合の行政庁に関する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定めるものを除く。）をもって定めるものが組合の休日に当たるときは、組合の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合はこの限りでない。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

[平成 3 年共衛規則第 4 号により、平成 3 年 8 月 18 日から施行]

附 則 (平成 4 年 3 月改正)

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 7 年 2 月改正)

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。